

銚田市中小企業等ビジネスモデル転換事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者を支援し、市内における産業の振興及び活性化を図るため、市内の中小企業及び個人事業者が新たに取り組む思い切ったビジネスモデルの転換に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者、小規模企業者及び個人事業者(農林水産業を除く)をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗等(仮設又は臨時のものを除く)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ市内において令和2年4月1日以前から事業を行っている中小企業者等
- (2) 補助対象者が銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと
- (3) 本補助金の申請日までに到来した納期限の銚田市税を完納している者
- (4) 法令及び公序良俗に反しない事業を行う者
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当であると認める要件を満たす者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が、令和3年4月1日から令和3年12月28日までの間に行う、新たに取り組む思い切ったビジネスモデルの転換を図る事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業の遂行に直接的に必要と明確に特定できる経費で、第4条に定める期間内に契約、取得、実施、支払が完了するものとする。なお、事業関連経費の内訳は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 広告宣伝費 新聞折込料・雑誌掲載料等の広報に要する経費
- (2) 印刷製本費 ポスター・チラシ・のぼり等の作成に要する経費 会議時の資料作成に要する経費
- (3) 備品購入費 業態転換のための機器等の購入に要する経費
- (4) 工事費 業態転換のための設備等の工事に要する経費
- (5) 委託費 事業の実施が補助対象者のみで実施することが困難なため、専門的技術等を有する者に対して委託する経費

(6) その他経費 市長が必要と認める経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、補助限度額は上限100万円とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、銚田市中小企業等ビジネスモデル転換事業補助金交付申請書(法人:様式第1号,個人:様式第2号)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第3号)

(2) 補助金申請に関する誓約書(様式第4号)

(3) 登記事項等確認書類

ア 法人:商業登記簿謄本(全部事項証明書(交付日から3ヶ月以内のもの))

イ 個人:代表者の住民票抄本(交付日から3ヶ月以内のもの)

(4) 決算確認書類(2期分(2年分))

ア 法人:決算書(貸借対照表,損益計算書,個別注記表)

イ 個人:確定申告書(確定申告書(第一表・第二表)又は所得税青色申告決算書(1~4面)又は収支内訳書(1・2面)のいずれか

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合には、当該交付申請に係る書類の審査、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、銚田市中小企業等ビジネスモデル転換事業補助金交付決定通知書(様式第5号)もしくは銚田市中小企業等ビジネスモデル転換事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定通知に補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(重複交付)

第9条 補助事業者が当該補助事業について、国、県その他の補助金の交付を受けた場合は、この要綱に基づく当該年度の補助金からその他の補助金を除いた額を限度とし、補助金を交付するものとする。

(計画の変更)

第10条 補助事業者は、やむを得ず、事業計画書で定めた事業費の2割以上の計画変更が生じる場合及び計画期間を1ヶ月以上延長する必要がある場合、銚田市中小企業等ビジネスモデル転換事業補助金変更申請書(様式第7号)を事務局あてに提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、速やかに銚田市中小企業等ビジネスモデル転換事業補助金変更認定通知書(様式第8号)又は銚田市中小企業等ビジネスモデル転換事業補助金変更不認定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了後、令和4年2月28日までに、銚田市中小企業等ビジネス

モデル転換事業補助金完了報告書（様式第 10 号）に関係書類を添えて提出するものとする。

（補助金額の確定）

第 12 条 事務局は、前条の規定による完了報告を受けた場合において、当該完了報告に係る補助対象事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、銚田市中小企業等ビジネスモデル転換事業補助金確定通知書（様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による通知があったときは、速やかに銚田市中小企業等ビジネスモデル転換事業補助金交付請求書（様式第 12 号）を事務局に提出しなければならない。

2 銚田市は、前項の規定による補助金の交付依頼を受けたときは、速やかに指定した口座に補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付は、会計年度内において 1 回を限度とし、市の予算の範囲内で交付するものとする。

（決定の取消し）

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

（2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

（3）補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令、規則又はこの要綱の規定に基づく命令等に反したとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに銚田市中小企業等ビジネスモデル転換事業補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者にその全部又は一部の返還を命じることができる。

（状況の調査等）

第 16 条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な推進を図るため必要と認めるときは、補助事業の状況を調査し、又は補助事業者に報告を求めることができるものとする。

（その他）

第 17 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。